

平成19年9月27日  
新潟市契約課  
新潟市技術管理課

入札参加業者 各位

## 総合評価一般競争入札における低入札価格調査制度の 導入と価格評価点の変更について（通知）

日頃より、入札・契約制度にご理解ご協力をいただきありがとうございます。

当市では、総合評価一般競争入札の試行においては、従来「最低制限価格を設定」  
していましたが、平成19年9月27日公告分から、「低入札価格調査制度」の導入  
と、併せて、「価格評価点の算定方式」を変更することとしました。

つきましては、今後の総合評価一般競争入札に参加の際は、十分ご注意をお願いします。

### 低入札価格調査について

総合評価一般競争入札における低入札価格調査の実施は、「価格評価点と技術  
評価点を合算した後の、評価点が最も高かった者」について、「その者の入札価  
格が調査基準価格（ ）を下回った場合」に行います。

### 調査基準価格の算定方法

・直接工事費の額 + 共通仮設費の額 + 現場管理費相当額の1/5 (特に必要がある場合、予定価格の6/10から8.5/10までの範囲内で定める)
--

入札価格が調査基準価格を下回った場合は、低入札価格調査の対象になります。

### 価格評価点の算定方式の変更について

別紙のとおり

## 総合評価における価格評価点の設定変更について

昨年度試行した総合評価一般競争入札では、技術点が高得点であるにもかかわらず最低制限価格を僅かに下回ったため無効となる入札が発生しました。

このため今後行う総合評価一般競争入札は、低入札価格調査制度を導入することで、無効入札をなくして評価していくことにします。

しかしながら、「低価格の入札 = 価格評価点が高得点」も問題があるので、次の方法に変更して、従来の最低制限価格を下回る額の入札を減点することとします。

### 価格評価点の算定方法

従来の制限内（注）の最低入札価格 = 配点基準価格（以下「A」とします。）

ア 入札額が配点基準価格以上の場合  
 価格評価点 = 配点（80点満点）× A / 入札額

従来の最低制限価格を下回る額であることから3倍前後の割合で減点

イ 入札額が配点基準価格未満の場合  
 価格評価点 = 配点（80点満点） / { 1 + ( A / 入札額 - 1 ) × 3 }

（注）従来の最低制限価格と同様に計算した数値（事後公表）以上、予定価格以内とします。

### 改定後の価格評価点算定の例

金額は千円単位

予定価格	50,000
配点基準価格(A)	40,000

配点	80点満点
----	-------

入札額	落札率	配点	満点との差
35,000	70.0%	56.00	-24.00
36,250	72.5%	61.05	-18.95
37,500	75.0%	66.67	-13.33
38,750	77.5%	72.94	-7.06
40,000	80.0%	80.00	0.00
41,250	82.5%	77.58	-2.42
42,500	85.0%	75.29	-4.71
43,750	87.5%	73.14	-6.86
45,000	90.0%	71.11	-8.89
46,250	92.5%	69.19	-10.81
47,500	95.0%	67.37	-12.63
48,750	97.5%	65.64	-14.36
50,000	100.0%	64.00	-16.00

基準額を10%  
下回ると  
2.4点減点

落札率が  
10%差でも、  
低価格の減  
点が多い。

基準額を10%  
上回ると  
約9点減点

